

令和2年6月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和2年6月19日（金） 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第3 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第4 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

出席農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部 忠吉 委員 吉田 善一 委員 高田 喜寿 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

課長補佐（併任） 志賀 寿三

副主査（併任） 森田 洸平

6. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会6月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様こんにちは、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が一応解除という形になりましたが、これまでの日常生活を取り戻すことがまだまだと思われ、その影響は様々な分野で長期間が予測されております。農業分野でも農作物の需要減少や人手不足等により農業経営継続そのものの危機があてがわれております。双葉町では幸か不幸かこのような現状において、直接町で農業経営をされている方はおりませんが県内外で農業経営に関わりを持っている方々の経営状況が心配なところでございます。私たちもコロナウイルスに負けないように日常生活に気配りをして生活をしていきたいと思っております。以上です。

8. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくをお願いします。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、8名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年6月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告を報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長(泉田会長)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

「(異議なし)の声」

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には2番 高木 幸恵 委員、4番 木幡 治 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

お手元の資料の3ページをご覧ください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権転用の許可申請について」、農地法第3条第1項及び同法施行令第3条の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和2年6月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田健一。

こちらに関して、4ページをご覧ください。譲渡人、双葉町大字上羽鳥字官福××番地、××××氏、譲受人、双葉町大字上羽鳥字官福××番地、××××氏。田が大字上羽鳥字大道××、1,603平方メートル他9筆、計17,156平方メートル。畑が大字上羽鳥字大道××、96平方メートル他1筆、計171平方メートルとなります。移転の理由に関しまして生前一括贈与となります。譲受人の労働力は1人となり、受贈し引き続き農業経営を主宰するということになっております。内容につきましては3ページから30ページとなります。

以上となります。

◆議長(泉田会長)

これから議案第1号の審議に入ります。本件に係る調査結果を地区調査委員である木幡治委員から報告願います。

◇木幡委員

この件につきまして報告いたします。譲渡人××××さんへ6月11日13時7分頃電話で連絡しました。今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでありました。

譲受人××××さんにも同日13時20分頃電話で連絡しました。××さんについても今回の申請内容について間違いありませんとのことでありました。

また、避難指示解除後には営農再開されるとのことですので報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして日程第3、議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○事務局長

資料の31ページをご覧ください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」農地法第3条第1項及び第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和2年6月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきまして、32ページから82ページとなります。譲渡人、双葉町大字渋川字久保××番地、×× ××氏、譲受人、双葉町大字渋川字久保××番地、×× ××氏でございます。土地の表示といたしまして、大字渋川字樋口××番、地目は田 2,198 平方メートル他 13 筆、計 13,385 平方メートル。大字渋川字久保××番××、地目は畑 435 平方メートル他 3 筆、計 885 平方メートルとなります。

移転の理由に関しまして生前一括贈与となります。譲受人の労働力は4人となり、受贈し引き続き農業経営を主宰するということになっております。資料の82ページになります。こちらには住民票が添付されており、これは登記全部事項証明書の所有者の住所の番地が渋川字久保××番地となっており住民票の本籍から確認をしておりますので添付をしております。

◆議長（泉田会長）

これから議案第2号の審議に入ります。本件に係る調査結果を地区調査委員である西尾富雄委員から報告願います。

◇西尾委員

この件につきまして報告いたします。譲渡人×× ××さんへ6月14日16時35分頃電話で連絡しました。譲渡理由は生前一括贈与により××さんへ譲渡したいとのことです。譲受人×× ××さんにも同日16時38分頃電話で連絡しました。××さんについても今回の申請内容について間違いありませんとのことでありました。

また、避難指示解除後には営農再開されるとのことです。以上報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「(異議なし) の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして日程第4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○事務局長

お手元の資料83ページをご覧ください。議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和2年6月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

資料に関しては85ページから114ページになります。譲受人は株式会社伊藤工務店、譲渡人は双葉町大字下羽鳥字南迫××番地、××氏です。転用目的は福島県相双建設事務所より発注された戎川筋・公共災害復旧工事に係る、進入路確保及び現場事務所、資材置場の設置のためです。場所は大字下羽鳥字益田×××となり、地目は田で登記上面積は2,432㎡ですが、そのうちの640㎡の一時転用となります。こちらは請戸川の受益地となりますので土地改良区より意見書を頂いております。転用期間は許可の日から令和2年12月20日までの6か月間となります。土地使用期間終了後には速やかに原状回復を行うこととしております。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を大橋委員より報告願います。

◇大橋委員

報告いたします。議案第3号につきまして6月16日に事務局と現地を確認してまいりました。申請内容のとおり農地に影響はないように勧めるということですので問題はないと思います。以上報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(なし)

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第3号の農地法第5条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

(閉会時間 13時52分)

引続き、下記事項について協議

- (1) 令和2年7月定例総会の開催及び日程について

引続き、下記事項について報告

- (1) 農地転用のための権利移動に対する意見の聴取について
- (2) 農地法第5条第1項の規定に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....泉田 健一.....^⑩

議事録署名人.....高木 幸恵.....^⑩

議事録署名人.....木幡 治.....^⑩

(閉会時刻 14時01分)